

最優秀賞

ISATO



No. 1
その他の部

建築主・社会福祉法人 緑の風福祉会
設計者・居アキテクツ一級建築士事務所/新井建物管理設計事務所
施工者・ボラテック 株式会社



No. 2
その他の部

建築主・三郷市
設計者・株式会社 野村設計
施工者・株式会社 水谷工務店

優秀賞

ISATO



No. 1
住宅の部

建築主・株式会社 中央住宅
設計者・株式会社 中央住宅 マインドスクエア事業部一級建築士事務所
施工者・グローバルホーム 株式会社

出典元・株式会社 中央住宅



No. 2
住宅の部

建築主・三井不動産レジデンシャル 株式会社/大栄不動産 株式会社
設計者・三井住友建設 株式会社 一級建築士事務所
施工者・三井住友建設 株式会社 東京建築支店

優秀賞

ISATO



No. 3
住宅の部

建築主●T.M氏
設計者●水府コンサルタント 株式会社
積水ハウス 株式会社 埼玉東シャーメゾン支店
施工者●積水ハウス 株式会社 埼玉東シャーメゾン支店



No. 4
住宅の部

建築主●東レ建設 株式会社／株式会社 NIPPO
設計者●株式会社 長谷工コーポレーション
施工者●株式会社 長谷工コーポレーション

優秀賞

ISATO



No. 5
住宅の部

建築主・名鉄不動産 株式会社
設計者・株式会社 長谷工コーポレーション
施工者・株式会社 長谷工コーポレーション
出典元・株式会社 エスエス



No. 6
住宅の部

建築主・大成有楽不動産 株式会社
設計者・株式会社 長谷工コーポレーション
施工者・株式会社 長谷工コーポレーション
出典元・大成有楽不動産 株式会社

優秀賞

ISATO



No. 7

工業施設の部

建築主・株式会社 近鉄エクスプレス

設計者・大和ハウス工業 株式会社 東京建築一級建築士事務所

施工者・大和ハウス工業 株式会社 東京本店

出典元・株式会社 近鉄エクスプレス



No. 8

その他の部

建築主・学校法人 獨協学園 獨協医科大学附属看護専門学校三郷校

設計者・株式会社 久米設計

施工者・清水建設 株式会社

出典元・学校法人 獨協学園 獨協医科大学附属看護専門学校三郷校

景観賞

ISATO

No. 1
住宅の部

建築主●S.N氏 Y.N氏
設計者●住友林業 株式会社
一級建築士事務所
施工者●住友林業 株式会社
出典元●Y.N氏



No. 2
住宅の部

建築主●K.T氏
設計者●株式会社 一条工務店
施工者●株式会社 一条工務店
出典元●K.T氏



No. 3
住宅の部

建築主●新興商事 株式会社
設計者●新興商事 株式会社



景観賞

ISATO

No. 4
住宅の部

建築主・新興商事 株式会社
設計者・新興商事 株式会社



No. 5
住宅の部

建築主・株式会社 中央住宅
設計者・株式会社 中央住宅
マインドスクエア事業部
一級建築士事務所
施工者・グローバルホーム 株式会社
出典元・株式会社 中央住宅



No. 6
住宅の部

建築主・清水総合開発 株式会社
設計者・株式会社 長谷工コーポレーション
施工者・株式会社 長谷工コーポレーション
出典元・清水総合開発 株式会社

景観賞

ISATO

No. 7

商業施設の部

建築主●中村建設 株式会社
設計者●積水ハウス 株式会社
埼玉東シャーメゾン支店
施工者●積水ハウス 株式会社
埼玉東シャーメゾン支店



No. 8

工業施設の部

建築主●日本G L P 株式会社
設計者●株式会社 大林組
一級建築士事務所
施工者●株式会社 大林組



No. 9

工業施設の部

建築主●株式会社 メディセオ
設計者●株式会社 フジタ
一級建築士事務所
施工者●株式会社 フジタ
関東支店
出典元●株式会社 メディセオ



景観賞

ISATO

No. 10

その他の部

建築主●学校法人 豊田学園
設計者●SUGAWARADAISUKE
建築事務所 株式会社
施工者●岡建工事 株式会社
出典元●jérémie souteyrat



No. 11

その他の部

建築主●社会福祉法人 桐和会
設計者●株式会社 地区計画コンサルタント
施工者●初雁興業 株式会社
出典元●社会福祉法人 桐和会
三郷さくらの杜 C.H



景観に関する届出について

届出対象区域

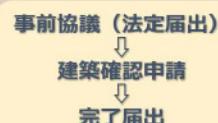
- 市内全域を景観計画区域としており、一定規模以上の建築物の建築等を行う場合は、景観法及び三郷市景観条例に基づく届出等が必要です。
- 新三郷ららシティ地区と三郷中央地区は、特に良好な景観づくりを進める重点地区に設定しています。

届出対象行為

- 建築物の新築等
 - ◆ 高さ 10m 以上
(重点地区は 5m 以上)
 - ◆ 延べ面積 500 m² 以上
(重点地区は 250 m² 以上)
- その他、工作物、開発行為などについても、届出規模が定められています。

手続きの流れ

- 一戸建て住宅の場合



- それ以外の場合



届出手続きについて、
ご理解・ご協力をお願いします。